

令和5・6年度建設工事入札参加資格審査の主観的事項における変更点について

1 主観的事項の評価項目として「保護観察対象者等の雇用促進に関する事項」を新設

令和5・6年度の建設工事入札参加資格審査申請から、市内企業の決定数値の算定に係る主観的事項の評価項目に「保護観察対象者等の雇用促進に関する事項」を追加します。

【対象者】

建設工事入札参加資格者名簿に登録を希望する市内企業

【加算点数】

内容	加算点
① 審査基準日（令和4年11月1日）において、高松保護観察所に保護観察対象者又は更生緊急保護対象者の協力雇用主として登録されている場合	5
② 審査基準日（令和4年11月1日）において、高松保護観察所に協力雇用主として登録され、かつ保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を通算3か月（又は90日）以上雇用している場合	10

※①、②は重複して加算しません。

【必要書類】

「協力雇用主登録・雇用に関する証明書」（写し可）

（審査基準日以降に発行され、高松保護観察所長の印があるもの。）

※ 契約監理課ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、高松保護観察所に持参（窓口に来られる方の身分証が必要です。）又は郵送（返信用封筒（切手貼付）を同封してください。）により申請してください。

申請先：〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階 高松保護観察所 就労支援担当 宛 （TEL：（087）822-5445）
---

2 主観的事項における「保有技術者に関する事項」及び「市内在住保有技術者に関する事項」の評価対象について

主観的事項における「保有技術者に関する事項」及び「市内在住保有技術者に関する事項」の評価対象となる技術者について、当該業種に係る経営事項審査で加算対象となる1級技術職員・2級技術職員・登録基幹技能者に加えて、監理技術者補佐を加算対象とします。

なお、加算点数については、2級技術職員及び登録基幹技能者と同等とします。

以上